

長崎外国語大学 成績評価規程

2021（令和3）年4月1日制定

（趣 旨）

第1条 この規程は、長崎外国語大学学則第25条の3及び第28条、長崎外国語大学履修規程第10条3項に基づいて、長崎外国語大学における授業科目の成績評価に関して必要な事項を定める。

（成績評価）

第2条 授業科目の成績評価については以下のとおりとする。

- (1) 100点を満点とし60点以上を合格とする。
- (2) 100点以下90点以上を「秀」または「S」と表記する。
- (3) 89点以下80点以上を「優」または「A」と表記する。
- (4) 79点以下70点以上を「良」または「B」と表記する。
- (5) 69点以下60点以上を「可」または「C」と表記する。
- (6) 59点以下を「不可」または「F」と表記し、不合格とする。
- (7) その他特別の必要があるときは「認」ないし「P」（認定単位の場合）または「互」ないし「T」（互換単位の場合）と表記し、合格とする。

2 成績評価にあたっては、GPA（Grade Point Average）制度を活用する。GPA制度活用の詳細は別途定める。

（成績評価を受ける資格）

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、成績評価資格が認められない。

- (1) 当該科目において所定の履修手続きをしていない者
- (2) 所定の学費が未納の者。ただし、延納許可を受けている者を除く
- (3) 当該科目における出席回数が各学期の授業回数の2/3に達しない者
- (4) 前号の規定にかかわらず、遅刻、早退及び無届欠席の多い者
- (5) 履修を放棄したとみなされる者

ただし、教授会において酌量すべき事由があると判断した場合には、特別に成績評価資格を認めることがある。

2 前項第3号及び第4号における成績評価資格の有無は、当該科目担当教員の責任において認定されるものとする。

（成績評価の方法）

第4条 各科目の成績評価は、科目担当者の責任で行われる。

- 2 科目担当者は、成績評価のために複数の成績評価基準を用いなければならない。
- 3 成績評価基準の詳細について別に定める。
- 4 成績評価基準はシラバスに記載し、学生に周知しなければならない。
- 5 1つの授業科目に複数の担当者がある場合には、成績評価基準について事前に相談し、成績評価は全員の合意のもとに行われなければならない。
- 6 同じ授業科目が1学期内に複数開講される場合、その成績評価基準について事前に相談し、同一の基準に成績評価が行われなければならない。

(成績評価の時期)

第5条 成績評価は原則として各学期末に学生に提示する。提示の方法については別途定める。

(成績評価の適正化)

第6条 成績評価の結果について、教育支援委員会は成績評価が適正に行われているかを点検しなければならない。

2 前項の点検に結果について、定期的に研修会等を開催し、成績評価の適正化および平準化に努めなければならない。

(不正行為)

第7条 成績評価にかかわる基準において不正行為を行った学生は、学則第45条に基づいて以下のとおり懲戒する。

(1)不正行為が単純であると認められる場合には譴責処分とし、当該期の当該科目または既に受験した科目を無効とする。

(2)不正行為が悪質であると認められる場合には停学処分を最も重い処分とし、当該期の当該科目または全科目を無効とする。

(3)不正行為が二度以上に及ぶ場合には、退学処分とすることもある。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、教育支援委員会および教授会の意見を聴き、大学協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2021（令和3）年4月1日より施行する。なお、長崎外国語大学試験規程（2001（平成13）年4月1日制定）及び長崎外国語大学定期試験の実施に関する細則（2007（平成19）年12月1日制定）は本規程の施行を以って廃止する。